

しゃかいふくし ほうじん してんのう じ ふくし じ ぎょうだん
社会福祉法人四天王寺福祉事業団

してんのう じ えん さ ぽ ー と は う す そ ら
四天王寺さんめい苑サポートハウス宙

きょうどうせい かつ えん じょ じ ぎょう ほう かつ が た じゅうよう じ こう せつ めい し ょ
共同生活援助事業(包括型)重要事項説明書

お お さ か ふ し て い じ ぎょう し ょ
(大阪府指定事業所 2722300080)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により障害福祉サービス共同生活援助事業(包括型)の内容説明を行うものです。

社会福祉法人四天王寺福祉事業団サポートハウス宙は、入居者に対して共同生活援助(包括型)グループホームサービスを提供します。施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
法人所在地	大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号
代表者氏名	理事長 塚原 昭人
電話番号	06-6771-7961
FAX番号	06-6771-8961
認可年月日／認可番号	昭和27年5月20日／6120005002412
ホームページ	www.shitennoji-fukushi.jp

2. 事業の目的と運営方針

種類	共同生活援助事業（包括型）
目的	入居者に対し共同生活を送る住居において家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護を行います。
名称	四天王寺さんめい苑 サポートハウス宙
管理者氏名	前田 範孔
サービス管理責任者名	中川 丈二 足立 威史
所在地	大阪府大阪市阿倍野区播磨町3丁目8-30
主たる対象者	1 知的障害者（15歳未満の者を除く） 2 精神障害者（18歳未満の者を含む） 3 身体障害者（15歳未満の者を除く） 4 難病等対象者（18歳未満の者を含む）
運営理念	法人の宣言 一 私たちは四天王寺開祖聖徳太子が帰依された仏教の精神に基づき人の幸せをよこびとして福祉社会の実現を目指します 二 私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して暮らせる地域づくりに貢献します 三 私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全なサービス提供に努めます
運営の方針	契約者がグループホームにおいて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、契約者の意向、生活環境に応じて、相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。また、市区町村及び福祉・医療など他の関係諸機関との密接な連携に努め、契約者が適切な障害福祉サービスを利用できるよう、斡旋・調整を行います。さらに、サービス提供にあたっては、法令を遵守することに努めます。
電話番号/FAX	06-6625-0471 / 06-6625-0481
ホームページ	www.shitennoji-fukushi.jp

提供開始年月日	平成12年2月1日
入居定員	10名（サポートハウス宙10名）

3. サポートハウス宙の概要

(1) 概要

【サポートハウス宙】

所在地	大阪府大阪市阿倍野区播磨町3丁目8-30
構造	軽量鉄骨造2階建て（耐火建造物・耐震構造）
敷地面積	401.45 m ²
延床面積	327.48 m ²

(2) 主な設備

【サポートハウス宙】

設備の種類	部屋数	面積	備 考
入居者居室	10	約 100 m ²	全室個室、一人当たり面積約 10 m ²
L D K	1	35.0 m ²	
便 所	4	11.5 m ²	巾広便所 2ヶ所 7.9 m ² 普通便所 2ヶ所 3.6 m ²
浴 室・脱衣室	2	19.0 m ²	普通浴室 1ヶ所 3.2 m ² ・脱衣室 4.0 m ² 介護浴室 1ヶ所 4.0 m ² ・脱衣洗濯室 7.8 m ²
洗面所	5		中廊下随所に設置
世話人室	2	21.10 m ²	火災通報装置と消火器を設置

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(3) サービス提供職員の配置状況（令和6年4月現在）

職種	職員数	区分		常勤換算後の 職員	指定基準
		常勤	非常勤		
管理者	※1名	※1名	名	名	1名
サービス管理責任者	2名	名	2名	0.2名	1名
世話人	20名	1名	19名	3.68名	2.5名
生活支援員	15名	名	15名	2.08名	2.0名
夜間支援員	15名	名	15名	1.64名	1名

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（当事業所では週37.5時間）で除した数です。

※ 管理者は、四天王寺さんめい苑（生活介護事業・共同生活援助事業・特定相談支援事業）との兼務です。

4. 職員の勤務体制（令和7年4月現在）

管理者	9:00～17:30
サービス管理責任者	9:00～17:30
世話人（常勤）	8:30～17:00
世話人（非常勤）	9:00～15:30 / 11:00～15:30 / 15:30～18:00
生活支援員	18:00～22:00 / 翌5:00～10:00
夜間支援員	22:00～翌5:00

5. グループホームサービスの概要

（1）障害者総合支援法に基づく訓練等給付費から給付されるサービス

障害者総合支援法に基づく訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用包括型契約書（グループホームサービス利用契約書）」第5条により作成する個別支援計画（共同生活援助計画）に基づくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食事	入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。 （食材料費及び食事に係る光熱水費は対象外サービスです）
	入居者の状況に応じ、介護します。
	〈食事時間〉 朝食（7:00～8:00） 昼食（12:00～13:00） 夕食（18:00～19:30）
洗濯	入居者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄支援を行います。
着脱衣	季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行います。
整容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援を致します。
清掃	入居者が快適な生活を送れるよう、グループホーム内の環境を清潔に保つことに努めます。居室以外の場所については職員が行うことを原則とします。また居室についても状況に応じて支援を行います。

	ます。
せりせいとん 整理整頓	にゆうきよしやほんにん しぶつ かん にゆうきよしやじしん おこな 入居者本人の私物に関しては入居者自身で行っていただきます。但し、 こ こ じん じようきよう おう ひつよう しえん おこな ば あい じ ぜん にゆう 個々人の 状 況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に入 きよしや りようかい え しょくいん いっしょ おこな げんそく いた 居者の了解を得てから職員が一緒に行うことを原則と致します。 す。
い どう 移 動	にゆうきよしや しんしんじようきよう おう てきせつ いどうしえん いた 入居者の心身状 況に応じて適切な移動支援を致します。
あんぜんかんり 安全管理	にゆうきよしや せいかつ あんぜん あんしんかん ひつよう かいぜん しゅうぜん 入居者の生活が安全で安心感のあるものとするため、必要な改善、修繕 など そち こう などは ー どめん における あんぜんかくほ ほか 等の措置を講ずる等ハード面における安全確保の他、 ぐる ー ぶ ほ ー む にゆうきよしや あんぜんはいりよ あんぜんめん グループホームにおける入居者の安全配慮など安全面について と ー たる たいおう おこな あんぜんかくほ つと トータルな対応を行い、安全確保に努めます。

② にちちゅうかつどう しえん 日中活動にかかわる支援

しゅ るい 種 類	ない よう 内 容
にちちゅうかつどうしえん 日中活動支援	にゆうきよしや けいやく しせつ じぎょうしょ れんけい しえんいた 入居者が契約している施設または事業所と連携しながら支援致します。
しゃかいかつどうしえん 社会活動支援	にゆうきよしや じようたい おう けんり こうし かか かつどう しえんいた 入居者の状 態に応じて権利行使に関わる活動を支援致します。

③ しゃかいせいかつ しえん 社会生活にかかわる支援

しゅ るい 種 類	ない よう 内 容
こ み ゅ に け ー し ょ ん コミュニケーション	にゆうきよしや こ のうりよく おう さまざま しゅほう い し でんたつ 入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達すること とができるように支援します。
きんせんかんり 金銭管理	きほんてき にゆうきよしやじしん おこな ひつよう おう こ 基本的には入居者自身で行っていただきますが、必要に応じて個々 の能力に応じた方法で行えるよう支援します。
じようほうていきよう 情報提供	しゃかいさんか はか いっかん こべつてき せつめい ふく ゆうえき 社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、そのための有益 で必要な情報を入居者へ提供致します。
にんげんかんけい 人間関係	ひつよう じんてき ぶつてき かんきようちようせい えんかつ にんげんかんけい きず 必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くた めの社会性を身につけることができるよう支援します。
そうだん 相談	にゆうきよしやおよ ほうていだいり になど そうだん ひつよう おう そう 入居者及び法定代理人等からの相談については、必要に応じて相 談を受け支援を行うよう努めます。 そうだんまどぐち きんきゅう ひつよう ちい きじゅうみん かつどうさんかなどしゃかいしげん かつよう 相談窓口は、サポートハウス宙の世話人もしくは生活支援員等の 従業員が行います。
しゃかいしげん りよう 社会資源の利用	にゆうきよしや しゃかい かか せいかつ おく 入居者がより社会と関わりのもてる生活を送ることのできるよ う、公民館活動や地域住民の活動参加等社会資源の活用を はか 図ります。

④ ほけんいりよう しえん 保健医療にかかわる支援

しゅ るい 種 類	ない よう 内 容
けんこうかんり 健康管理	じようじ せわに になど かんさつ しつぺいよぼう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任 をもって引き継ぎます。

	利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
服薬管理	管理が必要な入居者については医師の処方に基づき、職員が入居者の服薬を管理します。
通院・治療	サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は通院します。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な応急処置を行います。

- (2) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付費外サービス（入居者負担によるサービス）
 障害者総合支援法に基づく訓練等給付費外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。

【家賃・公共料金など】

家賃※1	月額：60,000円（共益費含む）
光熱水費	水道 月額：実費（毎月精算） 光熱費 月額：実費（毎月精算）
食材料費	食材費 月額：実費（毎月精算）
通信費	月額：実費（毎月精算）

※1 家賃については特定障害者特別給付費（家賃補助）として、10,000円が減免されます。

【その他】

日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日用品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費	実費
健康診断 インフルエンザ予防接種 など	入居者の希望により、一般検診、成人病検診、インフルエンザ予防接種を専門機関への受診を行います。	実費
社会生活上 便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等の複写	複写1枚につき10円

6. 利用料金

- (1) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。

事業者が訓練等給付費の給付を大阪市から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（「定率負担」または「利用者負担額」といいます）

なお、「定率負担」または「利用者負担額」の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

また、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり市区町村から受領した訓練等給付費の額については、利用者に通知します。

(2) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「5. グループホームの概要（2）障害者総合支援法に基づく訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照下さい。

7. お支払い方法

上記の利用料金の支払いは、毎月末で締めて精算の上ご請求させていただきますので、家賃は毎月6日、光熱水費と食材料費は毎月26日に前月分を請求しますので、下記の方法にてお支払い下さい。但し、土・日・祝日など銀行の休業日に当たる場合は、翌営業日の請求となります。

【お支払い方法】

下記の2種類のお支払い方法のうち、ご希望の方法をお選び下さい。

なお、当事業所では、確実になおかつご契約者のご負担の少ない方法として、①の口座振替をおすすめしています。

① SMBC ファイナンスサービスによる口座振替

振替手数料は、当事業所が負担させていただきます。

② 当事業所の銀行口座へのお振込み

銀行名	三菱東京UFJ銀行	寺田町支店
預金種目	普通預金	
口座番号	4709403	
受取人	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	
	四天王寺さんめい苑	サポートハウス宙
	理事長 南谷 恵敬	

※ その他の費用については、その都度お支払いいただきます。

8. 入退居

(1) 入居

① 共同生活援助について訓練等給付費決定を受けた方で、当事業所に入居を希望される方は電話等でご連絡下さい。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

- ②入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は介護給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③入居に関しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ①利用者が当事業所に対し、30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ②当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう相当期間を定めて催告したにもかかわらず、その期限までにお支払いいただけない場合、又は利用者が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。
- ④利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合契約を解除することができます。
- ⑤やむを得ない事情により当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を解除し、退去していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の共同生活援助事業所や他の障害福祉サービス施設等に入所した場合
- ②共同生活援助の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間をもって終了します。)
- ③利用者が亡くなった場合

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
【虐待防止に関する責任者】
松山 弘幸(支援長)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施(研修方法や研修計画等)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 他事業と合同で「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止に関する対策・検討等を実施します。

10. 秘密の保持と個人情報保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から事前に文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から事前に文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

- ① 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	大阪市
	担当部・課名	福祉局 障がい者施策部 運営指導課
	電話番号・FAX番号	TEL 06-6241-6527 FAX 06-6241-6608

また、本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・保険名 社会福祉事業者総合保険（2型）

1.3. 苦情解決の体制及び手順

(1) 苦情解決のための窓口の設置

提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記すとおり）

本事業所では第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

【事業所の窓口】

さんめい苑	受付担当者	大野 真太郎（社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑 サポートセンターフリーダム 管理者・支援長） 松山 弘幸（障害者活動センター四天王寺さんめい苑 支援長） 酒井 俊（同上 支援長）
	苦情解決責任者	前田 範孔（四天王寺さんめい苑 施設長）
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:30
	電話番号	06-6625-0471
	FAX番号	06-6625-0481
担当者不在の時は、四天王寺さんめい苑の職員が代行致します。		

【その他の窓口】

さんめい苑 第三者委員	原 順子（四天王寺大学 教授）
	電話番号：072-956-3181

	くさじま ようこ 草島 葉子 (理事)
	でんわばんごう 電話番号：06-6779-8151
く まどぐち 区の窓口	おおさかし あべ の く ほけん ふく し せ ん た ー た ん とう 大阪市阿倍野区保健福祉センター 担当
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号：06-6622-9857 ファックス番号：06-6629-1349
	※上記の区役所以外は、最寄の区役所の保健福祉担当へご連絡下さい。
おおさかし まどぐち 大阪市の窓口	おおさかし ふくしきよく しやう がい しや せ さく ぶ しやう がい しえん か 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
	しよざいち おおさかしきたくなかのしま 所在地：大阪市北区中ノ島1-3-20
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号：06-6208-8076 ファックス番号：06-6202-6962
	おおさかし けんこう せ ん た ー 大阪市こころの健康センター
	しよざいち おおさかしみやこじまくなかのまち みやこじま せ ん た ー び る かい 所在地：大阪市都島区中野町5-15-21都島センタービル3階
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
おおさかふ まどぐち 大阪府の窓口 【障害者 総合支援法関係】	でんわばんごう 電話番号：06-6922-8520 ファックス番号：06-6922-8526
	おおさか ふ ふく し ぶ しやう ふく し しつ ちい き せい かつ し えん か ちい き せい かつ すい し ん 大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 地域生活推進
	グループ
	しよざいち おおさかしちゅうおうくおおてまえ べっかん かい 所在地：大阪府中央区大手前3-2-12 別館1階
おおさかふ まどぐち 大阪府の窓口 【法人関係】	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号：06-6944-6671 ファックス番号：06-6944-1982
	おおさか ふ ふく し ぶ ちい き ふく し すい し ん し つ ふく し じん ざ い ほう じん し どう か ほう じん し どう 大阪府福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 法人指導
	ぐ る ー ぶ グループ
おおさかふ まどぐち 大阪府の窓口 【法人関係】	しよざいち おおさかしちゅうおうくおおてまえ べっかん かい 所在地：大阪府中央区大手前3-2-12別館8階
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号：06-6944-7084 ファックス番号：06-6944-1982

こうてきだんたい まどぐち 公的団体の窓口	おおさか ふ こんみんけんこうほけんだんたいれんごうかい かいごほけんしつ かいごほけん か しょう 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 障が い福祉係
	しょうざいち おおさかしちゅうおうくと きわちよう ちゅうおうおどおり ない 所在地：大阪府中央区常磐町1-3-8 中央大通NFビル内
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号： 06-6949-5436 ファックス番号： 06-6949-5437
おおさかふ 大阪府 しゃかいふくしききょうぎかい 社会福祉協議会	うんえいてきせいはいいんかい ふくしき ー び すくじょうかいけついいんかい 運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会
	しょうざいち おおさかしちゅうおうなかでら おおさかしやかいふくしきしどう ない 所在地：大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
	うけつけ じ かん げつよう び きんよう び 受付時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00
	でんわばんごう 電話番号： 06-6191-3130 ファックス番号： 06-6191-5660

(2) 苦情解決のための体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。時間を要する場合はその旨を速やかに連絡します。

相談及び苦情に円滑にかつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情の受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者第三者委員（苦情申出人が第三者委員へ報告を拒否した場合は除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のように行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

- ④ 大阪府の「運営適正化委員会」の紹介（事業を管轄する都道府県および市町村も紹介）
本事業所で解決できない苦情は、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に
申し出ることができます。

1.4. 協力医療機関

協力医療機関は、急な体調不良時等の緊急時や入院治療を必要とする場合に
協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するも
のではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
四天王寺病院	大阪市天王寺区大道1-4-41	06-6779-1401	内科、外科、眼科 整形外科、耳鼻 咽喉科

1.5. 非常災害時の対策

非常時の対応	緊急連絡網にて迅速に対応する体制をとっています。 【緊急時の連絡先】 松山 弘幸（支援長） あだち 威史（防火管理責任者） TEL 090-9286-6071 TEL 090-9286-6072
消防計画	【消防署への届出日】 ・四天王寺さんめい苑サポートハウス宙：令和7年4月1日 ※ 内容に変更が出た場合は、再提出を行なう。 【防火管理者】 ・中川 丈二（四天王寺さんめい苑サポートハウス宙）
防災訓練	事業所として年2回の訓練を行います。 必要に応じて地域の防災訓練等への参加も行います。
防災設備	- 消火器 あり - ガス漏れ警報機 あり - 自動火災報知機 あり - カーテン、じゅうたんは防災性能のある物を使用しています。 - 震災に備えての備蓄（食料・飲料水1日分） （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等） - 避難はしご なし - 誘導灯 あり - 火災通報装置 あり

1.6. 地域との連携等について

- 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 事業所は、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとします。
- 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けるものとします。

4. 事業所は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとします。
5. 事業所は、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとします。

17. サポートハウス宙を利用の際に留意していただく事項

サポートハウス宙を利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意下さい。

設備・器具の利用	サポートハウス宙の設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願ひします。
飲酒	マナーを守り、他の入居者に迷惑をかけない程度にお願ひします。
貴重品の管理	入居者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、サポートハウス宙で負うことは出来ません。 ※自己管理のできない入居者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。
宗教・政治・営利活動	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
衛生保持	グループホーム内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
動物飼育	グループホーム内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
その他	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。四天王寺福祉事業団四天王寺さんめい苑サポートハウス宙が残置物を引き渡す場合は実費をいただきます。

18. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
-----------------	---------	---------	---------

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
-----------------	---------	---------	---------

私は、本書面に基^{もと}づいて社会福祉法人四天王寺福祉事業団職員^{しやかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎやうだんしよくいん}から上記^{じやうき}の共同生活援助重要事項^{きやうどうせいかつえんじよじゆうようじこうおよ}及び共同生活援助事業個人利用説明書の説明^{せつめい}を受けたことを確認^{かくにん}します。

令和 年 月 日

入居ホーム名 四天王寺さんめい苑 サポートハウス 宙

契約者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

契約者家族

住所

氏名

印

四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑サポートハウス宙は、共同生活援助(グループホーム)の提供にあたり、上記の通り共同生活援助重要事項及び共同生活援助事業個人利用説明書について説明しました。

令和 年 月 日

事業者所在地 大阪府大阪市阿倍野区播磨町3丁目8-30

名称 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑サポートハウス 宙

代表者 管理者 前田 範孔 印

せつめいしやしよくめい
説明者職名

し
氏

めい
名

いん
印